

告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第1項の規定により、滋賀県後期高齢者医療広域連合長職務代理者を次のとおり定める。

令和5年2月17日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 宮 本 和 宏

記

1 表示形式

滋賀県後期高齢者医療広域連合長職務代理者
滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 伊藤定勉

2 期間

令和5年2月20日から滋賀県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月26日滋賀県指令自振第4号）第11条第2項の規定に基づく広域連合長選挙の当選人が定まるまで